

平成28年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第4号)

招集年月日	平成28年12月 6日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成28年12月14日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	閉会	平成28年12月14日 午後 1時49分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	藤原 修治	○
	副議長 (8)	安田 勝司	○	6	岩根 和博	○
	1	山本 貢	○	7	山本 幹雄	○
	2	波多野 康博	○	9	黒川 民次郎	○
	3	福島 教次郎	○	10	箕根 正一	○
	4	栗原 進	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 員	10番	籾根正一	11番	佐竹一夫
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	赤穴 清
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 窪田英通 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成28年美郷町議会第4回定例会議事日程

(第20号)

平成28年12月14日(水) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	陳情審査報告
4	委員会審査報告、質疑
5	討論、表決 総務委員会審査報告 条例案 1件 予算案 1件 教育民生委員会審査報告 予算案 3件 一般事件案 1件 産業建設委員会審査報告 条例案 1件 予算案 2件 一般事件案 2件
6	発委の上程、説明、質疑、討論、表決 発委第5号 地方議会議員の厚生年金制度加入を求める意見書の提出について
7	委員会の継続審査調査付託

(開会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手許に配布してあるとおりであります。

日程 第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により10番 旗根議員、11番佐竹議員を指名いたします。

日程 第2 昨日に引き続きまして一般質問を行います。

通告7までの一般質問が終了しておりますので、本日は、残り3件の一般質問を行います。

通告8、4番 栗原議員。

●栗原議員

おはようございます栗原でございます。

通告をしております2点についてお伺いをします。

若者定住施策については、さまざまな取り組みがされております。

重要施策であります若者定住住宅についてお伺いをします。

町長は、本定例会施政方針の中で、若者定住住宅の成果を述べられました。

美郷町長期総合計画の中にも若者定住住宅の事業は継続して行っていくとしています。

今後の若者定住住宅の取り組みについてお伺いをします。また成果があれば課題もあると考えます。

建築の場所入居者の募集要件などについて今後も、現行のとおり実施されるのか、お伺いします。

次にテレビの視聴についてお伺いします。当町においてテレビは、NHKと民放3局の視聴となっています。

県内の各市町においてはケーブルテレビの普及により民放4局が視聴できるよう整備が進んでいます。町内の若い人から民放4局の視聴ができないかとの要望をよく聞くところであります。

若者定住を課題とする当町であります。以前、町政懇談会においても要望があったと聞いています。整備が必要と考えますが町長の所見をお伺いします。

●西嶋議長

町長

●景山町長

栗原議員1番目の若者定住住宅についてのご質問にお答えをいたします。

栗原議員からご質問のありました、今後の若者定住住宅事業の予定についてござい

ます。

まず、今後の若者定住住宅の建設計画といたしましては、潮・曲利地域の潮地区及び都賀地域の都賀本郷地区、沢谷地域の九日市地区において、既に議会で採決をいただいております。その内、潮地区につきましては、町道二タ合線の道路改良工事の完了後とし、都賀本郷地区、九日市地区につきましては、それぞれ平成29年度から事業着手となるよう計画をしております。

都賀本郷には3戸、九日市地区には5戸の若者定住住宅の建設を見込んでおります。また、事業の進行計画としましては、平成29年度に造成工事のための測量設計委託と用地買収を行い、平成29年度中の造成工事の完成を目指します。その後、平成30年度に住宅の建設を予定しておりますが、建設については、早期の入居者の募集を公益的に、長期間行い入居者の見込みを計りながら進めていきたいと考えております。

また、その際、入居者の募集要件などについては、これまでの40歳以下で小学生までの子供を持つ世帯というのが今後も基本とはなりますが、事業開始から10年を迎えており、他の自治体での若者定住住宅の取り組みの状況や、若者世帯のニーズに応じて、段階的な変更も検討していく必要があるのではないかと考えております。以上。

●西嶋議長

4番 栗原議員

●栗原議員

この若者定住につきましては、これは大きな課題であります。

このたびの一般質問でも、何人もの同僚議員が若者定住に対し、いろいろな質問をしたところであります。

町長は、先ほど言いましたように施政方針において、現在までの若者定住住宅の建設戸数及び入居者数について、報告をされました。住宅の建設戸数は45戸、入居者数は203人と聞いております。町外からの入居者は141名、町内は62名と聞いております。

これを戸数に換算しますと、町外からの入居が約、ま、30戸程度ではないかと思えます。町内からの入居は約15戸、となり、町内の入居が思ったより多いなというふうに感じているところでもあります。

若者定住住宅の条例には、町外、町内の定めはありませんが、若者定住住宅は人口減に歯止めをかけるため、町外からの若者の定住を図る。これが大きな目的だったと承知をしています。

この事業を始めて10年になります。成果についてどのように考えておられるかお聞きします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

昨日もですね、同様に質問がございましたけれども、今、先ほどお話しのように、45戸、203名の方が入居ということでございまして、これも平成19年から思い立ったところでございますけれども、この原因と申しますか要因と申しますのは、昨日も申し上げましたように、人口減少率が平成10年に、美郷町が県下ワーストワンだったということから起こったところでございます。

こうしたことを踏まえて以降、定住住宅を建ててきたところでございますけれども、こうして昨日も申し上げましたけれども、203人の入居者の中で90人は、お父さんお母さんでございまして、あとの113人は子どもさんということになるわけでございます。今、成果としてはですね、昨日申し上げましたように邑智小学校の3年生が2クラス、そして来年入ってきます新入生がまた2クラスとゆうことも聞いております。

非常にこの成果としては効果があったと、今の段階としてはですね思っておるところでございますけれども、今申し上げましたように今後ともですね、こうした住宅を今考えておりますのは、3地区でございまして、建てていきたいと、このように考えておるところでございます。

詳しくは担当課長からお話をいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

若者定住住宅建設による成果ということでございます。

先ほど、町長の答弁にもございましたとおりでございますけれども、そのほかのことでございますと、建設したところの自治会等にもアンケートをとってみたいとしました。

その結果でございますけれども、やはり地域が明るくなった。子供の声が聞こえると、そういう声が多く寄せられておりました。

で現在、45戸を建つとるわけですが入居当時は177人でございました。

その後に、赤ちゃんがお生まれになりました。赤ちゃんが27人お生まれになっております。

で、1人ほど既に成人されて1人は減ったんですけども、177人が今現在45戸の中で203人おられるということでございまして、その結果としましては、やはり昨日の質問等でも答弁させていただきましたが、人口の社会増ということで平成22年は29人の増、23年は18人の増、24年は12人の増から平成26年は2名の増、そういった社会増もみたところでございまして、一定の成果があるというふうに感じております。

●西嶋議長

4番 栗原議員。

●栗原議員

今、一定の成果があるというふうにご説明をいただきました。

今、45戸住宅が建っておるわけですが、これは今のところ全戸満室ということはないんですが、全戸入居がされておるのでしょうか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

建設戸数45戸でございますけれども、途中で訳あって退去された方が1軒ございました。で今現在44戸、45戸のうち1戸が空き家ということになっておりますけれども、先日申込みがございまして、この1軒につきましても入居者の方を決定をさせていただいたところでございます。

●西嶋議長

4番 栗原議員。

●栗原議員

今、1軒の空き家がある。空いとったんだけど応募があつて、入られることになったというふうにお聞きをしました。

これ定住住宅が空いた場合ですね、なんかの理由で退去というか、された場合にこれ募集は、これ一応これ条例の中でも決まっておりますが、それとおりに一応募集をかけられるのか、それとも普通の住宅のような形でもされるのか、そこらをお聞きします。

●岡先定住推進課長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

若者定住住宅が空き家、退去によって空き家となった時の再募集の件でございますけれども、当初と同じように一般の方で公募させていただきまして、ホームページ、それからIP告知放送、そういったところで公募させていただきまして、募集に基づいて審査会を開かせていただいて、入居者を決定しているということでございます。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

この事業はもう10年なってきたわけでございますが、もう10年この若者定住住宅は基本、一応20年一応ですね、20年居住をすれば、その建物は一応入居者のものになるという事業だろうというふうに思います。

でも10年になります。それで10年ちょうど半分ですけど、10年なって退去があつて、これを募集をかけたというときに、この新しく入居をされる方は、残りが10年としますと、この10年居住をするとそのものが自分のものになるという考えなんですよ

か、お聞きします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

退去があって、再入居された場合どうなるかということですが、栗原議員が今言われましたとおり、建物については20年、それから土地も一緒に、25年というところでの賃貸となりますけれども、今言われた例えば10年して出られて、残り10年のところで入られたという方については、その再入居された方については、残りの10年の賃貸家賃を払っていただければ、払い下げ、譲渡可能ということにしております。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

この定住住宅、先ほど町長にもお聞きをしましたが、まっ、単純計算をしたわけですが、45戸のうち30戸が町外、15戸が町内からの居住という単純計算をちょっとしたわけですが、この15戸というのはちょっと多いなというふうに感じております。

それで私がちょっと懸念をしますのは、このまま若者定住住宅を建築していくと、空き家がふえてくるということを心配しています。

というのは町内からの入居は世帯が離れる、離家族といいますか、家族は分かれてその定住住宅に入る、ということもあろうかというふうに思います。

で、こりゃ20年がスパンになっていますので、双方で生活成果をし、まあ、双方生活ということになろうかと思いますが、片方が空き家になるということは当然考えられるわけですが、今空き家対策というふうに町も取り組んでおると、利活用もありましょうし、いろいろ取り組んでおられますが、空き家が増えてくという事業、この事業が空き家をふやす事業とは思いませんが、ちょっとそのような懸念をしておりますがどのような考えがありますか。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

おっしゃいますように、世帯分離等で申し込みをされて入居された場合、親御さんらと一緒に住んでいたのを、この住宅に入ると、そういった場合、確かにその住宅が悪い言い方をしますと親御さんたちが先に亡くなられて、その家が空き家になるという懸念は、確かにあると思って承知はしております。

過去にはですね世帯分離等で入居に至ったケースもあるわけですが、基本的には募集の段階です、そういった家庭の事情等を審査会でお聞きをしながら、

入居を決定しておるわけでございますけれども、そういった方につきましては、なるべくですね、他の町営住宅でございますとか、そういった空き家等をですね、斡旋をしながら進めているということで、今、行っております。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

建設については町長の答弁の中に、早期に入居者の募集を広域的に長期行い、入居者の見込みを計って事業を進めて行くというふうに答弁がございました。

この事業はもう10年になってくるわけでございますが、現状として地域からの要望を受け、事業を計画して行くということもあろうかと思いますが、この場所に建てたらもう町外からの応募があるんじゃないかと、また、そのような魅力のある住宅の建築を行政主導で行っていくべきではないか、というふうに考えています。

また入居の募集要件として、40歳以下、小学生までの子どもがいるということが条件になっておりますが、子供がいなくても40歳以下の夫婦でも入居ができるよう、条例を改正してでも取り組んではと考えていますが、これについてお聞きをします。

●西嶋議長

副町長。

●樋ヶ副町長

そもそも、若者定住住宅制度のスタートをする際にいろいろ考えておりましたけれども、目的は再生産能力のある皆さん方に入居をしていただくことによって、人口の維持継続を図っていくというのが目的だったわけでありますので、残念ながらお子さんがおられない40歳以下の皆さん方については、入居条件を変えたくないというふうに考えております。

(建築についていちおうまあ町主導で、主導でやっていくべきではないかというふうに、の
声)

●西嶋議長

副町長。

●樋ヶ副町長

建築についても町主導でという御意見ではございますけれども、13のコミュニティーが美郷町にはございますけれども、それがバランスよく維持していくことを当初は想定をしながら進めてきております。

既に2カ所目を作ったところもございますけれども、基本的には、みんな町内のどの地域もですね、若者の後継者ができているような地域づくりをしていきたいな、というふうに考えておりますし、そのことについて、中山間研究センターの評価も非常に高いものでして、美郷町においては、普通だったら小さな拠点という形で、中心に集積を図っていくよ

うな政策が取られているのが普通であるけれども、美郷町においては、地域バランスを考えながら、地域人口を維持していくような方策がとられているという形で、若者定住住宅、非常に高い評価をいただいておりますので、今後もこの考え方については、継続してまいりたいなというふうに思います。

でもちょっと補足ですけれども、先ほど町長の方が申しましたけれども、現在、3カ所の予定をしておると、建設予定をしておるということでありますけれども、地域の皆さん方が努力をされて、UIターン情報をつかんでおられて、最低若者定住住宅3戸、1つの単位とするというふうなご提案を、議会の方からいただいておりますので、その方針でいった場合、UIターンが2戸ぐらい、もう、そういうことが地域の方で、そういう情報があるんだけど、あと1戸ないんだけど早急に帰りたいとひとつとるんで、造ってほしいというふうな情報があった場合には、すぐにでも着工していくという方針でありますので、順番があるから、その順番どおりに行くというわけじゃなくて、UIターン情報がもう既に固まっておれば、それを最優先していく、建設していくという方針でありますので、どうか、地域の皆さん方の情報を大切にして、UIターンの皆さん方をできるだけこう、地域の皆さん方の努力によって、集めていただければその要望には応えていきたいというふうに考えております。

で、行政主導という考え方もありますけれども、それは今のところですね、それを先行させるということは考えておりません。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

町政主導、また40才以下の子どもがいなくてもいいというふうにお聞きをしたわけですが、子供がいなくてもいいというお願いと違いますか質問したのは、これ夫婦で入られると、また子供もということも考えられるわけですので、そういう少し広くまた町外からもそのような方が、入居の応募しやすいような形のものができればなというふうにまず思いましたので、それと町主導ということは、これなかなか各バランスよく、それは当然地域でそこにできていくもんだ、も考えられますが、もう10年を経っていますので、それももう一応変更してということはありませんがまあ変えて、ここならもう、いろいろな条件もあろうかと思いますが、ここなら絶対町外からも来てもらえるんだよっという、そんな魅力があるようなものを建設してもらいたいなというふうに思っております。これで質問を終わります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

栗原議員、2番目のテレビの視聴についてのご質問でお答えをいたします。

現在、テレビの視聴については、放送事業者からの電波を自宅のアンテナで受信する場合と、邑智基地局から発射された電波を、防災公園にあるみさと光ネットの受信設備を経由して再送信している場合があります。

後者は、自宅で放送波を受信できないいわゆる難視聴区域であり、みさと光ネット以前は、地域の共聴組合を設立してテレビ視聴をしておられました。

平成22年に光ファイバーを利用した地上波デジタル放送の再送信を難視聴対策として講じました。この整備の趣旨は、放送法で規定されたNHKの2局、県内民放3局を視聴することであり、県外放送局の再送信は実施しないことについて、共聴組合の関係者にはご説明を申し上げて、サービスを開始したところでございます。

視聴者のニーズは年々多様化しておりますが、こうしたサービスを提供するための機器や運営費も高額であり、またケーブルテレビの場合も、高額の費用に加え、放送主体として運営という大きな課題が生じます。みさと光ネットでの事業構想時においても、こうしたことから、町が主体として手がけることは断念した経緯がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

なかなか難しいという答弁でございます。

これからケーブルテレビよってということになれば、そういうことはなかなか難しいと思いますが、考えられるのは、邑智の基地局を増波するぐらいであろうかと思いますが、費用も考えない場合、それは視聴は可能かをお伺いします。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

栗原議員さんの邑智基地局での県外波の受信ということで、よろしいでしょうか。

基本的に放送法の中で、それぞれ主要関東エリアの主要キー局を受けて、地方局がそれぞれ電波を出すわけなんですけど、島根県内においては、山陰放送、山陰中央テレビ、日本海テレビこの3局がキー局でございまして、皆さんがおっしゃる広島ホームテレビですか、これは広島からの放送波でしかありません。

従前はですね。都賀区域、都賀地域の共聴組合はアナログ放送時代には、たまたま限定をしますと三次からのですね、地上波デジタルの広島ホームテレビが受信できた環境にありました。しかしながら、当時都賀共聴組合につきましては、アンテナの落雷によってですね、あの受信できなくなったということで、地上波ってことで大和地局からの再送信だったのですが、基本的にはその県外波を受信できる環境には、邑智基地局はありませんということがお答えです。

●西嶋議長

栗原議員、あと2分程度でございます。よろしく。

●栗原議員

あと2分ということでございます。サービスを提供するには、高額の機器、運営費が掛かる。

というと、また県外波を視聴するのは難しいということでございますが、この広島ホームテレビの視聴は、もう若い人からの要望がほんとに多くあるわけです。

当町は若者定住を重点課題として取り組んでいます。

美郷町の将来を担う若者への投資というような意味合いからも、是非、整備をしてもらいたいというふうに考えております。町長の所見をお伺いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

先ほど申し上げましたようにですね、現時点においては非常に高額なものを要するというところでございますので、今のところ考えは持っておりません。

●西嶋議長

4番 栗原議員。

●栗原議員

今のところその考えはないということでございます。

周辺の市町、川本町、また邑南町、これはケーブルテレビでの視聴でございますが、やはり周辺の地域もそのような視聴ができておるわけでございます。

もう時間もありませんが、今日、中国新聞と山陰中央新聞のテレビの、テレビ欄をこれ中国新聞の島根版のテレビなんでございます。これ見ますとここにちゃんとしたホームテレビと大きなやっぱり時間割のものがしてあるわけですね。

これはやはり地域の者が見たときに「うわー」こういう番組もあるんだなとか、やはり見たいものもあるでしょうし、やっぱり、そういうこともありますので、是非とも費用は掛かるかもしれませんが、何とか検討していこうという考えをお聞きして、一応質問を終わりたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

今お話し申し上げましたけれども、やはりこれからの時代はですね、考えていかなければならない問題であるということは理解をしております。

今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

●西嶋議長

4番 栗原議員。

●栗原議員

以上で質問を終わります。有難うございました。

●西嶋議長

栗原議員の質問が終わりました。

続いて通告9、8番、安田議員。

●安田議員

失礼します。8番 安田でございます。

私は2点ほど通告しておりますので、それを質問したいと思います。

1点目は美郷町内における公民館及び交流センターについてということで、町内で現在ある公民館および交流センターで、実態としてばらつきがあるように思います。

そういう中で人的配置がなされている施設があるのか、また、その内容をですね、詳しく教えていただきたい。

町内で交流センターのない地域、例えば都賀地域、吾郷地域について、どのように考えておられるのか、併せて伺いたいと思います。

もう1点は町長の施政方針にもありましたように、道路網の整備についてであります。

ここで主要地方道川本波多線竹工区の進捗状況、また今後のですねスケジュールといえますか、見通しについて伺います。

もう1点ですね、ここには書いておりませんが、口頭通告しておりまして、議長のお許しを得ておりますので、併せてですね国道375号線の湯抱工区の進捗状況、また湯抱から粕洲までのですね、今後の見通しについて、併せてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

安田議員、1番目の美郷町内における公民館及び交流センターについての御質問にお答えをいたします。

公民館及び交流センターの人的配置についてでございますが、公民館は沢谷、君谷、別府、都賀、比之宮、都賀行の6館と都賀行公民館潮分館を合わせて計7館ございます。

そのうち、沢谷、君谷、比之宮、都賀行の4館については、交流センター業務を兼ねて行っており、集落支援員が各1名配置され、センター所長と公民館副館長の業務を行っております。

また、この4館には公民館主事を各1名配置しておりますので、2名の嘱託職員で窓口業務と社会教育の業務を行っております。このほか都賀公民館については大和事務所長

が公民館長を、一般事務職員が公民館主事を兼務しております。また、都賀行公民館潮分館につきましては、事業実施補助のために週に1日程度、臨時職員を置いております。

公民館のあり方について、近年公民館のコミュニティセンター化が進んできていますが、小さな拠点づくりが目指す持続可能な地域づくりにおいて、公民館を中心とした地域ネットワークと地域課題への取り組みが、重要視されております。

一般的には、公民館は小学校エリアごとに配置されるものですが、美郷町の場合、社会生活圏から考えて旧小学校エリアごとに配置され、エリア内の自治会や各種団体と連携をしながら、地域づくりを進めていく必要があると考えております。

議員お尋ねの、交流センターのない地域については、これからの地域づくりを美郷町全域で進めていくために、拠点を整備していくことは必須であると考えております。

新たに交流センターを置くことは困難ですが、公民館として人的配置を行い、学びの場を拠点とした地域づくりを、強力に推進してまいりたいと考えております。以上。

●西嶋議長

8番 安田議員。

●安田議員

はい、ご答弁いただきましたけれども、私が一番懸念しとるのはですね、今ご説明がありましたように公民館としては6館、それから潮が1館ということで、7館あるわけですが、その内の4館についてはどういいますか、支援員さんなりがおられて、それをさらにセンター長とか公民館副館長といえますか、というような格好で人的な配置がなされておるということを、併せて公民館主事も配置しておるということでございますけれども、7館があつてですね、4館はそういうような手立てがなされておつて、十分な活動がなされているように思っておりますけれども、ああやって小さな拠点づくり等々も含めてですね、先ほどありましたように持続可能なことをやっていきたいということでございます。

私がですね、一番言いたいのはですね、やはりそういう小学校、旧小学校エリアも考えてということでございましたんで、先ほども私が言いましたように都賀地域とか、吾郷地域、ほかの地域もないところがあるんじゃないかというように思いますけれども、そういうところについてですね、やはり同じような条件でですね、確かに支援員さんは殆んどのどこにはい、おられると思いますけれども、それをですね公民館の館長といえますか、兼ねてやると金額的にも16、7万ぐらいのお金になるというようにも聞いております。そういう中でやはり、各地域のバランスをしっかりと考えていただいて、現在そういう無い地域もありますんで、そこらをですね、新しくものを建ててくださいということでなしに、跡地があつてですね、そこを活用すれば十分できるところもあると思いますんで、そこらについてですね、再度、今、町長さんの方からも強力に進めていくということでございましたけれども、是非ですね、そこらも含めて再度ご答弁をお願いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

教育長の方から答弁をいたします。

●西嶋議長

教育長。

●田邊教育長

教育委員会といたしましては、公民館は美郷町内全域に置いて、地域活動の拠点とした
いというふうに思っております。

今、安田議員のおっしゃるとおり無い地域がございます。それについては先ほど町長が
申しましたように、公民館として人的配置を行った上で、強力に進めていくという答弁を
いたしました。

そのとおり吾郷地域、粕淵地域、浜原地域には公民館がございません。この地域には公
民館としてできれば、支援員さんを副館長さんに兼ねて1名配置でいくように、今後検討
していきたいと思っております。

交流センターにつきましては、窓口業務を兼務いたしておりますので、嘱託職員をもう
1名公民館主事と兼務をして置いております。

公民館単独の場合については今申し上げましたとおり、1名の人的配置をいたしまし
て、それと総合戦略の小さな拠点づくりと併せてですね、今後進めていきたいというふう
に考えております。以上です。

●西嶋議長

8番。

●安田議員

はい、大変前向きな回答いただきましてありがとうございます。是非今後ですね、早
くそういうことが実施できるように、ひとつ町の方として進めていただきたいことをお
願いして、1問目は終わります。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

安田議員、2番目の道路網の整備についての御質問にお答えをいたします。

その中の県道川本波多線竹工区の進捗状況について、御報告を申し上げます。

現在、山の切り取りと現道敷きの嵩上げ工事が行われておりますが、引き続き橋台取り
つけ部の補強度壁が発注予定となっております。

これにより区間の嵩上げが概ね完了すれば、平成29年度の予算において上部工の着
手となる見込みであります。順調に進めば平成30年度の後半にはこの区間の供用開始

ができる見込みと、見込んでおるところでございます。以上。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

質問の中にはありませんが、375号線ということでございますので、同じく375号につきまして、スケジュールを私の方から述べさせていただきます。

まず375号、今現在湯抱2工区という形で、皆さん御存じのように別府からずっとこのバイパスができておまして、今途中でとまっておりますが、発注がいま補強度壁という形ですね、川を切りかえた箇所には土を盛りたてるということで、特殊工法を使いまして作業を行っておりますが、一応その工事が完了する前に、引き続きその先の小さい山が、あの果瀬という谷があるんですけれども、果瀬橋の手前の昨年住宅を一軒転移していただいた箇所でございますが、山切りを引き続き発注をして、工事を進めていきたいというふうに思っております。

それから湯抱2工区につきましては、今度粕淵境から湯抱方面に向けて、塚本工業さんがあるところからその先、あの山を越えた直線区間、その一部ぐらいのところまで、いわゆる下流から詳細設計の方を着手するというので、既にこれは測量設計の方は発注になっておると聞いております。

実際、現地の方で作業するのは、年明けになろうかと思っておりますけれども、いよいよ詳細設計をやるということでもあります。

続きまして歩道ということで、お話を議会の中でもさしていただいておりますし、委員会の中でもお話し申し上げましたが、そのAコープから上流に向けて保育所区間、これが粕淵2工区という一応名称で、歩道事業がもう既に終わっております。で詳細設計の方、今後やって行くということで、事業の方も引き続き経営設計の方に進んでおるといことです。

で、保育所からさらに湯抱境まで、この間につきましては粕淵1工区ということで、湯抱2工区と同じような形で、これは歩道がなくなって2車線改良という形で進めていきます。この分につきましては、粕淵2工区は既に詳細設計が終わりまして、用地測量を発注するという段階になっております。

これにつきましては、共栄の自治会、それから粕淵寿の自治会の一部の方が関係するわけございまして、一応地元の方にもこういった形で路線を計画しますという、自治会の方にも御案内を申し上げておるわけであります。

年度的にはまだはっきりした用地測量を発注した段階ということでございますので、粕淵につきましては今後29年度以降の予算措置、予算額に伴ってですね、工事の実際の工事の着工というのが、もう少し明らかになってくるのかなと思っておりますが、現時点では何年から工事の着工というところまでは、まだ不確定でございますので、この場で申し上げ

られません。以上でございます。よろしく申し上げます。

●西嶋議長

8番 安田議員。

●安田議員

ありがとうございます。

今、町長の方からは、竹工区の進捗状況並びに今後の見通しについて答弁いただきましたけども、上部工については29年から、これは平成30年度で、だいたい竹工区については終わるのではないかとということでございましたけども、私が1番心配しとるのがですね、あそこへ造成をして竹の方々が集団移転ということを、当初聞いておりましたけども、既にですね、もうあそこへは帰らないよと、既に大田の方に出られたり広島から帰ってこないよというような方も、実は聞いております。

そういうことで実際ですね、まあ、あそこへ宅地の造成工事をして、実質入られる予定の、そこへですね、住居を建てられる予定の人がどのくらいおられるのか、また竹全体を移転にという当初聞いておりましたけども、あとで私自身が、あとから知ったことなんですけど、1軒については、町の補償で立ち退きというようなことになっておるということを聞いてですね、本人さんとこ行って聞いたら、自分はもう補償受けずにそこへ残るんだというようなことを言われたんで、びっくりしたんですけども、そこらんとこ、道路関係、橋ですね上部工なり下部工できて、まあ29年では上部工だともろもろ含めて30年度には終わるのではないかとということでございましたけども、先ほど言いましたように、この住居の移転等も含めてですね、再度もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

竹工区につきましては、先ほど供用開始というのも、ちょっと詳細を話してみますが上部工ができた段階で、現在嵩上げを施工しておる区間が、恐らく30年度の後半にはできあがるであろうということで、竹工区全体が完了するわけではありませんで、30年度の後半あたりに供用開始になればですね、初めて今の仮設道路を県の方で撤去して、町の方で先ほどお話ありましたように嵩上げをして、移転先の造成に入るということが当初の計画であります。

当初は、沿線の住宅6軒から7軒、集会所を合わせると7軒ぐらいあったんですけども、お話ありましたように、既に1軒、2軒、住宅3軒ですね撤去になりました。で、その内2軒につきましては、当初からその内3軒の内、当初から1軒はですね、広島の方はもう当初からこれは帰らないと、いう話を聞いておりましたので、これはカウントには入れておらなかったんですけども、もう1軒につきましては、話の中で家庭の事情がありまして、どうしても町外に出ざるを得ないということで、これにつきましては、最終的には個人の判

断ということになりますので、私どもでは毎年、毎年4月には造成の計画を、今後のスケジュールということで自治会の皆さまに集まっていただいて、造成の計画を逐一スケジュールも含めてお話をしとるんですけども、個々に移転交渉の中で、島根県と一緒に話をする中で、やはり個々の個人的な要件といいますか、事情によって出ざるを得ないというケースが出てきております。こういった形で、また年明けになりまして、再度、自治会の方にお集まりいただいて、実際入居される方は何人おられるのか、どうされるのかという意味表示確認をさせていただきながら、今後の造成の戸数も含めて、検討していきたいというふうに思います。先ほどの工事のスケジュールで後半、30年の後半あたりで供用開始となれば、造成も、その後ということになりますので、30年、31年ということになろうかと思えます。

盛りたててすぐに家を建てれるかどうか、そういったものもありますので、工事の施工状況等々を考えながら、今後、移転の時期といいますか、造成の完成時期というのを見極めたいというふうに思っております。

で、差し向き今の段階では、町外の大阪におられる方も、今のところ建てるというふうにおっしゃいますし、今また立ち退きになっていない住宅が、今2軒ございます。あつ、3軒ございます。そのうちの1軒は恐らく建てられるだろうと、これ、私の想像ですがということで3軒と、それから道路改良と全く違うエリアの中に住宅がございまして、自治会、当初、竹自治会全体で、移転ということもあったものですから、その対象の方ともお話をし、町単独の事業で移転はどうですかというお話をしております。私も実は内々にお話をした中で、ちょっともう考えないかなというふうな話も私は聞いております。この辺もですね、含めてです。

また年明けに3月から4月ぐらいに毎年やっていますので、そのときにまた再度集まっていただいて、道路の今後のスケジュールと造成計画も併せてですね、説明会をしながら皆さんのお気持ちを再度お聞きして、今後の造成の計画に、検討材料にしたいというふうに思っております。以上でございます。

●西嶋議長

8番 安田議員。

●安田議員

大変細かく説明していただきました。特にですね造成については、県でなしに、町で造成をするということでございますんで、町負担もかなりいるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、実際には集会所を入れて7戸だと思いますけども、ああやっても既に、ね、やれんと、建てないという意思表示をされている方もおられますんで、毎年3月から4月に地元の人とそういう部分も、調整、確認をするということでございましたんで、そこらはですねえ、十分地元の人とですね、しっかり煮詰めて確認していただいて、今後

とも進めていってほしいなど、いうように思います。

併せてよろしいですかいね、375号の課長の方から御答弁いただきましたけども、時間がないので端折りますけども、今私が一番心配しとるのは、別府からですね、果瀬のどこまで、非常にまあ道路がよくなって大田へ出たり、帰ったりするのに非常に時間短縮にもなり、便利になったわけですけども、湯抱の今2工区ですかね、湯抱の2工区ですね、そこを山切り等も今後発注してやっていくということでございますけども、今、ちょうど切れ目のところ、住宅が撤去になっておりますけども、あわや大事故になりかけたという、最近もですね、既に1回は事故が起きてますけども、最近またあわやというようなことが起こっておるといように、本人からも聞いておりますんで、早急にですね、あそこの改良といたしますか、やっていたかんと大事故が起きてからではですね、遅いよということもありますんで、特にその湯抱2工区についてはですね、震災とか等々で予算配分が悪いということも質疑のときにもありましたけども、町の方としてですね、しっかりそういう大変危険度もあるとございまして、しっかり要望していただいてですね、早急を実施していただくようお願いして、時間が参りましたんで答弁はいいですんで、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

●西嶋議長

安田議員の質問が終わりました。

続きまして通告10、11番、佐竹議員。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

最後の質問になりましたが、1点だけお伺いをいたします。

将棋のタイトル戦の招致をということで、相変わらずの人口の減少が続き、JR三江線の廃線も、つまり、あまりいいことのない我が町でございまして、ここらでちょっと変わったところで将棋のタイトル戦でも招致して、これをやりますと全国的にかなり新聞等でも報道されますので、美郷町を全国に広めて知ってもらおうということはいかがでございでしょうか。以上でお願いします。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

佐竹議員の将棋のタイトル戦の招致をの御質問にお答えをいたします。

将棋に関連したイベントは、大きささまざまなものが日本全国で行われております。島根県では本年7月に隠岐の島町で第87期棋聖戦が開催されております。

産経新聞と日本将棋連盟が主催し、地元では実行委員会を組織して運営に当たられたようですが、その際の総経費は約600万円であったと聞いております。これは町からの

補助金300万円、寄附金200万円、島根県から補助金50万円、その他入場料など50万円で賄われたそうであります。

タイトル戦を招致した場合、経費と人的な負担はすべて地元でまいるので、費用対効果など事前に十分検討する必要があると思います。

こうしたタイトル戦の開催については、日本将棋連盟で毎年募集をしており、観光地のイメージアップや、記念イベントとして人気がありますが、隠岐の島町の例では、地元有志の方々が積極的に働きかけられ、民間主導で進められたと聞いております。

町民の皆様から強い要望があつて、役場と一緒に成し遂げるといった機運を醸成し、官民が共に汗を流してこそ、美郷町の活性化につながるものと考えております。以上。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

将棋というのは、私ら小さい頃は、縁台といいますか家の前の方でやりよったんですが、今ごろの子どもさんは、テレビのあれがありますが、テレビゲームばかりやるとるんかなと思いましたが、そうではなくてですね、これはですね、将棋人口というのはこれは、1年に1回以上将棋を指す15歳以上ということで、これが1985年にですね、1680万人おりました。ところが、2006年には710万人、約半分ぐらいになったわけですが、これは今のテレビゲームというようなことがあるか思いましたら、そうでなくてですね、将棋というのがインターネットでどうもやることのできるようで、囲碁というのは、だいたい60代の方がやられるそうですが、将棋というのは10代が人気があるといわれている。ヤフーのゲームの将棋の対局が、広く行われるようになったというふう聞いております。

で、将棋のタイトル戦というのは、だいたい7大、全部あるわけですが、いろいろあるんですが、7大タイトルというのがありまして、これがですね、名人戦、竜王戦、棋聖戦、王座戦、王位戦、棋王戦、王将戦と、これはだいたい、賞金によってランクが決まっております、強い人はここへ出ます。けどほかえでるとほかの人のあれがありますので、だいたい強い人はここへ出るわけでございます。

それでですね、この今、町長言われましたタイトル戦だと、私の支持していただく方が、ちょっと日本棋院（将棋連盟）の専務理事である青野先生ゆう方と親しいようでございましたので、その方からのメールを見せていただきましたが、隠岐島はですね、初めてなので、来た人全部の費用をもったというようなかっこうだそうございまして、前夜祭も派手にやられたと、昨年は飛騨高山ですね、高山でやられたときは、県知事さんが来られて、前夜祭では飛騨牛を500人から600人にふるまわれたと、そういうことでやれば600万は掛かると、しかし名人戦なんかでも竜王戦でも、だいたいまあ300万ぐらいあればできるんじゃないかということで、まあ、その代りマイクロ等での送迎はこっちでや

らにやあいけんゆうようなことですが、現地の費用を全部持ってやるとかいうことでありましたら、丸投げで300万だせばやっていただくと、というようなことだそうでございます。

今、町長、機運が盛り上がればということですが、これはだいたい新聞社が主催が多いようで、読売、朝日、毎日、産経、大手の新聞社がある。あれでございますのでやられれば美郷町の名前は、全国的に広まるのではないかというふうに思うわけですが、今、将棋がポツとでたようなことというふうでございますが、どうでございますかいい、そういう考えでちょっと美郷町が全国的に名前を売るにやあ、まあいい機会じゃないかと思うんですが、これは今言いましたように、人脈はあるわけでございますので、申し込めば何とかかなりそうでございますが、いかがでございますでしょうか。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

先ほど隠岐の島の例を申し上げましたけれども、やはりですね、かなりの町民の皆さん、そしていろいろな各種団体等もあろうかと思えますけれども、寄付金等がないとなかなかやっつけられないというのが、実情のようでございますけれども、やはり費用対効果などを考えていきますとですね、十分検討せねばならないことがあろうかと思っておるところでありますけれども、美郷町を売り出すためにはですね、非常にこうしたことは効果が大きいと考えてはおりますけれども、今の話でございますが、まだまだ検討する余地がたくさんあるのではないかと、このように考えております。

これから、この非常にまあ、これは画期的なことであるとは思いますが、十分検討してですね、どうするかということも考えていきたいと、考えて行くように思っておるところでございます。以上。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

前にですね、何年か前ゆうか、三瓶荘でやられた時があります。

あのときはねえ、県内各地区から来ておられるわけです。三瓶だからということでもないと思いますが、あの時は多分、羽生さんがこられたんじゃない、来られるあれによって違いますが、羽生さんが多分来られたと思います。羽生さんというのは今、将棋の中でも一番トップにおられる方と思いますが、それでですね、これは過疎債というのは使えませんか。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

はい、この事業に関しての起債、ちょっと検討をさせていただきましたが、美郷町自体で

すね、将棋の機運、たとえばそういった将棋人口が多いであるとか、これまで将棋に係わる例えば駒を作っているとか、材料をつくってとか、そういったこれまでのそういった将棋に係る経緯があれば、そういったイベントについても過疎債でどうかなあとと思いますが、その辺から考えますとちょっと、今現段階では過疎債の運用というのは、そういった経緯がないなかでは難しいかなというふうに、判断しております。以上です。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

町内の将棋人口というのは、確かに人口も少ないわけで、あれですが、将棋というのをやることによって県内全部、全国的に来られるわけですから、全国的に美郷町を売り出すには、いいんじゃないかというふうに思っております。

これは特にです、ここで将棋というのは、ここでやっても大盤解説というのがあります、別のところでこの指すあれを大盤で解説される。

これはですね世界遺産天龍寺でやられまして、そこの横の、かなり離れた所のホテルです、ホテルで大盤解説、大きな盤でこうやったような解説をやられるそうでございますので、将棋をする人にとっては、大変見るのにいいあれではないかというふうに思っておりますので、是非1つ美郷町でやるよう検討していただきたいと思っております。以上終わります。

●西嶋議長

佐竹議員の質問が終わりました。

以上で本会議に通告されておりました一般質問がすべて終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時 43分)

(再開 午後 13時 33分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。

日程 第3 陳情審査報告を議題といたします。

初めに、総務委員会から陳情審査報告書が提出されていますので報告を求めます。

6番、岩根議員。

●岩根議員

報告いたします。

平成28年12月14日 美郷町議会議長 西嶋二郎 様 総務委員長 岩根和博

陳情審査報告書本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記の

とおり審査したので美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。

記 受理番号 平成27年美議陳第6号 陳情の要旨 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書採択についての陳情 審査結果 不採択 以上であります。

●西嶋議長

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

委員長ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

●西嶋議長

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

お諮りします。

平成27年美議陳第6号 安全保障の関連2法案の廃案を求める意見書採択についての陳情であります。委員長報告は不採択であります。

委員長報告のとおり、不採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本案は、不採択とすることに決しました。

続いて産業建設委員会から陳情審査報告書が提出されていますので報告を求めます。

●西嶋議長

10番、産業建設委員長。

●旗根議員

産業建設委員会から、陳情審査報告を申し上げます。

平成28年12月14日 美郷町議会議長 西嶋二郎 様 産業建設委員会、委員長 旗根正一。

陳情審査報告書 本委員会に付託された陳情について、慎重に審査を行った結果、下記のとおり審議したので美郷町議会会議規則第95条の規定により報告します。

記 受理番号 平成28年美議陳第1号 陳情の要旨 TPP協定を国会で批准しな

いことを求める陳情 審議結果 不採択 以上でございます。

●西嶋議長

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

委員長ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

お諮りします。

平成28年 美議陳第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情であります。委員長報告は不採択であります。

委員長報告のとおり、不採択と決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は、不採択とすることに決しました。

日程 第4 委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各常任委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

●西嶋議長

総務委員長。

●岩根議員

総務委員会に付託されました案件について、ご報告を申し上げます。

平成28年12月14日 美郷町議会 議長 西嶋二郎 様 総務委員会 委員長 岩根和博

本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記 付託された案件 条例案 議案第63号 美郷町職員の給与に関する条例及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
予算案 議案第65号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第3号 以上であります。

●西嶋議長

報告が終わりました。
質疑はございませんか。
(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。
委員長ご苦労さまでした。
続いて教育民生委員長。

●西嶋議長

7番 教育民生委員長。

●山本幹雄議員

読み上げて、報告といたします。

平成28年12月14日 美郷町議会 議長 西嶋二郎 様 教育民生委員会 委員長 山本幹雄

委員会審査報告書 本委員会に付託された下記案件について、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記 付託された案件 予算案 第68号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 第3号 議案第69号 平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 第3号 議案第70号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号 一般事件案 議案第71号 財産の取得について 大和診療所超音波診断装置購入 以上でございます。

●西嶋議長

報告は終わりました。
質疑はございませんか。
(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。
委員長ご苦労さまでした。
続いて産業建設委員長。

●西嶋議長

10番 産業建設委員長。

●篠根議員

産業建設委員会から委員会審査報告を申し上げます。

平成28年12月14日 美郷町議会 議長 西嶋二郎 様 産業建設委員会 委員

長 篠根正一

委員会審査報告書 本委員会に付託された下記案件について、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記 付託された案件 条例案 議案第64号 美郷町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について 予算案 議案第66号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号 議案第67号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号 一般事件案 議案第72号財産の取得について 百笑未来営農組合 都賀本郷、上野 共同利用農機具購入について 議案第73号財産の取得について 惣森集落営農組合共同利用農機具購入について 以上でございます。

●西嶋議長

報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

委員長ご苦労様でした。

日程 第5 討論及び表決を議題といたします。

これより議案第63号及び議案第64号の条例案2件、議案第65号から議案第70号までの予算案6件、及び一般事件案議案第71号から議案第73号までの3件、計11件について一括討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

続きまして議案第63号から議案第64号の条例案2件、議案第65号から議案第70号までの予算案6件、及び一般事件案、議案第71号から議案第73号までの3件、計11件について一括して採決に入ります。

お諮りします。

本案11件に対する各委員長の報告は、原案のとおり決することを可とするものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって本案11件は原案のとおり可決されました。

日程 第6 発委の上程、質疑、討論、表決を議題といたします。

お手元に配布しておりますとおり、総務委員会から発委第5号が提出されましたので上程いたします。

お諮りします。

発委第5号 地方議会議員の厚生年金制度加入を求める意見書の提出につきましては、提案理由の説明、質疑を省略して討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

異議なしと認め、提案理由の説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第5号、地方議会議員の厚生年金制度加入を求める意見書の提出について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程 第7 委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、それぞれの委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたし

ます。

以上で本定例会へ付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成28年美郷町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 1 時 4 9 分)